

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		法人名						
雇用者給与等支給増加額の計算	雇用者給与等支給額	1	円	法人税額の特別控除額の計算	税額控除限度額 $(3) \times \frac{10}{100}$ ((1) < (5) の場合又は (6) ≧ (7) の場合は 0)	8	円	
	基準雇用者給与等支給額 (17)	2			当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	9		
	雇用者給与等支給増加額 $(1) - (2)$ (マイナスの場合は 0)	3			当期税額基準額 $(9) \times \frac{10 \text{又は} 20}{100}$	10		
	雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)}{(2)}$	4			当期税額控除可能額 (8) と (10) のうち少ない金額)	11		
	比較雇用者給与等支給額 (21)	5	円		法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「28の②」)	12		
	平均給与等支給額 (27の①)	6			法人税額の特別控除額 (11) - (12)	13		
	比較平均給与等支給額 (27の②)	7						
基準雇用者給与等支給額の計算								
基準事業年度又は基準連結事業年度等	国内雇用者に対する給与等の支給額	14	円	適用年度の月数 (14) の基準事業年度又は基準連結事業年度等の月数	基準雇用者給与等支給額 (15) × (16)	17	円	
平均	・	・	円	――			円	
比較雇用者給与等支給額の計算								
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額	18	円	適用年度の月数 (18) の前事業年度又は前連結事業年度の月数	比較雇用者給与等支給額 (19) × (20)	21	円	
平均	・	・	円	――			円	
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算								
	平均給与等支給額の計算 適用年度	①		比較平均給与等支給額の計算 前事業年度又は前連結事業年度	②			
雇用者給与等支給額	(1)	円	(19)	円				
同上のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額	23							
同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	24							
継続雇用者給与等支給額 (23) - (24)	25							
月別支給対象者の合計数	26		人			人		
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{(25)}{(26)}$	27		円			円		
各経過年度における計算							経過年度	平均
経過雇用者給与等支給増加額の計算	雇用者給与等支給額	28	外	平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算			平均給与等支給額の計算	比較平均給与等支給額の計算
	基準雇用者給与等支給額 (33)	29	外	経過年度			経過年度	前事業年度又は前連結事業年度
	経過雇用者給与等支給増加額 $(28) - (29)$ (マイナスの場合は 0) ① ≧ (43の②) の場合は 0	30	外				雇用者給与等支給額	38
	雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(30)}{(29)}$	31		同上のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額	39			
基準雇用者給与等支給額の計算	当該経過年度の月数 (14) の基準事業年度又は基準連結事業年度等の月数	32	――	同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	40			
	基準雇用者給与等支給額 (15) × (32)	33	円	継続雇用者給与等支給額 (39) - (40)	41			
				月別支給対象者の合計数	42	人	人	
				平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 $\frac{(41)}{(42)}$	43	円	円	
比較雇用者給与等支給額の計算				各経過年度の合計額等の計算				
前事業年度又は前連結事業年度	平均	・	・	控除上限割合 $\frac{10 \text{又は} 20}{100} \times \frac{(44) + (45)}{(44)}$ (小数点以下2位未満切捨て)	適用年度の月数	44		
国内雇用者に対する給与等の支給額	35		円	各経過年度の月数の合計数	45			
当該経過年度の月数 (34) の前事業年度又は前連結事業年度の月数	36	――			46			
比較雇用者給与等支給額 (35) × (36)	37		円	各経過年度における経過雇用者給与等支給増加額の合計額 (各経過年度における (30) の合計)	47		円	

別表六（二十）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12の4第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）（平成26年改正法附則第82条第2項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「税額控除限度額8」（7において読み替えて適用する場合を含みます。）は、「雇用者給与等支給増加割合4」に記載した割合が次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合未満である場合には、「0」と記載します。
- (1) 平成27年4月1日から開始する事業年度 0.02
 (2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度 0.03
 (3) 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度 0.05
- 3 「当期税額基準額」
$$(9) \times \frac{10 \text{ 又は } 20}{100}$$
 及び 「控 除 上 限 割 合」
$$\frac{10 \text{ 又は } 20}{100} \times \frac{(44) + (45)}{(44)}$$
 の各

欄は、その適用を受ける法人が中小企業者等（措置法第42条の4第6項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者又は農業協同組合をいいます。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。

なお、中小企業者とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されていない法人及び資本又は出資を有しない法人で常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます。中小企業者に該当するかどうかは、下の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。

- 4 措置法第27条の12の4第8項第3号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額2」及び「基準雇用者給与等支給額29」の各欄には「1」と記載します。
- 5 「基準雇用者給与等支給額」
$$(15) \times (16)$$
 は、次に掲げる場合に該当する場合には、

「基準雇用者給与等支給額」
$$(15) \times (16) \times \frac{70}{100}$$
 として記載します。

- (1) 措置法第42条の12の4第2項第4号ハに掲げる場合
 (2) 措置法第27条の12の4第8項第1号イ又はロに掲げる場合
 (3) 措置法第27条の12の4第8項第4号に掲げる場合
- 6 措置法第27条の12の4第11項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には「継続雇用者給与等支給額25」の「適用年度①」及び「月別支給対象者の合計数26」の「適用年度①」の各欄には「1」と記載し、同条第13項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には「月別支給対象者の合計数26」の「前事業年度又は前連結事業年度②」には「1」と記載します。
- 7 「各経過年度における計算」の各欄は、平成26年改正法附則第82条第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、

「税 額 控 除 限 度 額」
$$(3) \times \frac{10}{100}$$
 とあるのは
 (1) < (5) の場合又は (6) ≧ (7) の場合は 0)

「税 額 控 除 限 度 額」
$$(3) \times \frac{10}{100} + (47) \times \frac{10}{100}$$
 と、 「当期税額基準額」
$$(9) \times \frac{10 \text{ 又は } 20}{100}$$
 とあるのは、
 (1) < (5) の場合又は (6) ≧ (7) の場合は 0)

「当期税額基準額」
$$(9) \times (46)$$
 と、 「当期税額控除可能額」
$$(8) \text{ と } (10) \text{ のうち少ない金額 } 11$$
 とあるのは、

「当期税額控除可能額」
$$(8), (9) \text{ と } (10) \text{ のうち少ない金額 } 11$$
 として記載します。

- 8 平成26年改正法附則第82条第2項の規定の適用を受ける場合において、平成25年4月1日以後に開始し、かつ、平成26年4月1日前に終了する事業年度が連結事業年度に該当するときは、次により記載します。
- (1) 「雇用者給与等支給額28」及び「基準雇用者給与等支給額29」の各欄の外書には、当該連結事業年度における各連結法人に係る金額の合計額を記載します。この場合において、当該各連結法人に係る金額は、別表六の二(十七)付表の9に準じて計算します。

「雇用者給与等支給増加割合」
$$\frac{(30)}{(29)}$$
 の記載に当たっては、
$$\frac{(30)}{(29)}$$
 とあるのは、

「(30の外書) (29の外書)」として記載します。

- (3) 「国内雇用者に対する給与等の支給額35」及び「各経過年度における計算」の「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算」の各欄には、9にかかわらず、当該連結事業年度における各連結法人の合計額を記載します。この場合において、当該各連結法人の合計額は、別表六の二(十七)付表の10に準じて計算します。

- 9 平成26年改正法附則第82条第2項に規定する経過年度を措置法第42条の12の4第2項第3号に規定する適用年度とみなした場合において、5(1)から(3)までに掲げる場合に該当するときは「基準雇用者給与等支給額」
$$(15) \times (2)$$
 は

「基準雇用者給与等支給額」
$$(15) \times (2) \times \frac{70}{100}$$
 として記載し、措置法第27条の12の4第11項

- に規定する継続雇用者給与等支給額が零であるときは「継続雇用者給与等支給額41」の「経過年度①」及び「月別支給対象者の合計数42」の「経過年度①」の各欄には「1」と記載し、同条第13項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零であるときは「月別支給対象者の合計数42」の「前事業年度又は前連結事業年度②」には「1」と記載します。

- 10 「各経過年度における経過雇用者給与等支給増加額の合計額47」は、「雇用者給与等支給増加割合31」に記載した割合（以下「雇用者給与等支給増加割合」といいます。）が0.02未満である事業年度又は連結事業年度に係る金額、当該雇用者給与等支給増加割合が0.05以上である事業年度又は連結事業年度（平成26年改正前の措置法（以下「平成26年旧措置法」といいます。）第42条の12の4第1項各号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる要件のいずれかを満たさない事業年度又は平成26年旧措置法第68条の15の5第1項各号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる要件のいずれかを満たさない連結事業年度を除きます。）に係る金額及び次に掲げる規定の適用を受けた事業年度又は連結事業年度に係る金額を含めないで記載します。

- (1) 平成26年旧措置法第42条の12（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は第68条の15の2（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

- (2) 平成26年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第17条の3から第17条の3の3まで（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合等の法人税額の特別控除）又は第25条の3から第25条の3の3まで（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合等の法人税額の特別控除）

- 11 雇用者給与等支給増加割合が0.05以上である事業年度又は連結事業年度が平成26年旧措置法第42条の12の4第1項第2号に掲げる要件を満たさない事業年度又は平成26年旧措置法第68条の15の5第1項第2号に掲げる要件を満たさない連結事業年度である場合には、これらの号に規定する平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の明細を、平成26年改正前の別表六(二十)又は別表六の二(十七)の「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算」の各欄に準じて別紙に記載して添付します。

中 小 企 業 者 の 判 定					
発 行 済 株 式 又 は 出 資 の 総 数 又 は 総 額	a		大 規 模 法 人 名	株 式 数 又 は 出 資 金 の 額	
常 時 使 用 す る 従 業 員 の 数	b	人			
大 規 模 法 人 の 株 式 保 有 割 合	第 1 順 位 の 株 式 数 又 は 出 資 金 の 額 (g)	c	大 規 模 法 人 等	h	
	保 有 割 合 $\frac{(c)}{(a)}$	d	の 保 有 率	i	
	大 規 模 法 人 合 計 の 株 式 数 又 は 出 資 金 の 額 (k)	e	明 細	j	
	保 有 割 合 $\frac{(e)}{(a)}$	f		計 (g)+(h)+(i)+(j)	k
この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。					
1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者に該当しませんから注意してください。					
2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。					